3　前項の規定にかかわらず、選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金は、国等に対しては、支給しないものとする。

4　第二項の規定にかかわらず、選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他の不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主に対しては、支給しないものとする。

附則第十七条の三の見出しを削り、同条中「第百十八条の二第一項第一号ハ⑵㈢及び同項第二号ロ⑸」を「第百十八条の二第十二項」に改め、同条の表を次のように改める。

第十二項第一号ハ	その雇用する有期契約労働者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険の被保険者又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険の被保険者（以下このハにおいて「被保険者」という。）でないものに限る。）に対し、一週間の所定労働時間を五時間以上延長する措置を講じた事業主であること（当該措置により当該有期契約労働者等が被保険者となる場合に限る。）。	その雇用する有期契約労働者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険の被保険者又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険の被保険者（以下このハにおいて「被保険者」という。）でないものに限る。）に対し、一週間の所定労働時間を五時間以上延長する措置を講じたこと又は一時間以上延長することとともに第五項第一号ハに規定する第十七条の二第二項第一号ハに規定する措置を講じ、当該有期契約労働者等の処遇の改善を図つた事業主であること（当該措置により当該有期契約労働者等が被保険者となる場合に限る。）。
第十二項第二号	次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が十人を超える場合は、当該事業所につき十人までの支給に限る。） イ　生産性要件に該当しない事業主　対象者一人につき七万千二百五十円（中小企業事業主にあつては、九万五千円） ロ　生産性要件に該当する事業主　対象者一人につき九万円（中小企業事業主にあつては、十二万円）	次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が十五人を超える場合は、当該事業所につき十五人までの支給に限る。） イ　生産性要件に該当しない事業主　対象者一人につき、延長した一週間の所定労働時間の区分に応じて次の⑴から⑸までに定める額 ⑴　一時間以上二時間未満　二万八千五百円（中小企業事業主にあつては、三万八千円） ⑵　二時間以上三時間未満　五万七千円（中小企業事業主にあつては、七万六千円） ⑶　三時間以上四時間未満　八万五千五百円（中小企業事業主にあつては、十一万四千円） ⑷　四時間以上五時間未満　十一万四千円（中小企業事業主にあつては、十五万二千円） ⑸　五時間以上　十四万二千五百円（中小企業事業主にあつては、十九万円）

	ロ　生産性要件に該当する事業主　対象者一人につき、延長した一週間の所定労働時間の区分に応じて次の⑴から⑸までに定める額 ⑴　一時間以上二時間未満　三万六千円（中小企業事業主にあつては、四万八千円） ⑵　二時間以上三時間未満　七万二千円（中小企業事業主にあつては、九万六千円） ⑶　三時間以上四時間未満　十万八千円（中小企業事業主にあつては、十四万四千円） ⑷　四時間以上五時間未満　十四万四千円（中小企業事業主にあつては、十九万二千円） ⑸　五時間以上　十八万円（中小企業事業主にあつては、二十四万円）

附則第十七条の四の三を次のように改める。

第十七条の四の三　削除

附則第十七条の四の四を次のように改める。

第十七条の四の四　削除

附則第十七条の六及び附則第十七条の六の三中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十七条の八（見出しを含む。）中「キャリア形成促進助成金」を「人材開発支援助成金」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第百二十五条第一項第一号イ⑻」を「第百二十五条第一項第一号イ⑴㈢」に、「三分の二」を「百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）」に、「同号イ⑵中「四百円」を「同号イ⑵中「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）」に、「同号ホ⑶中「四百円」とあるのは「六百円」を「同号ハ⑴中「百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五（生産性要件に該当する事業主にあつては、二分の一）」と、同号ハ⑶中「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、七百六十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、九百六十円）」とあるのは「四百円（中小企業事業主にあつては、八百円）」と、同号ハ⑷中「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、六百六十五円（生産性要件に該当する事業主にあつては、八百四十円）」とあるのは「六百円（中小企業事業主にあつては、七百円）」」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、対象被保険者に特定分野訓練を受けさせた事業主及び中高年雇用型訓練対象者に特定中高年雇用型訓練を受けさせた事業主にあつては、この限りではない。

附則第二十七条第一項中「（被保険者のうち、高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外のものをいう。以下この条において同じ。）」を削る。

様式第十六号⑴の受給期間・教育訓練給付適用対象期間延長申請書の記載に当たっての注意3⑴中「30日に至った日の翌日から1か月以内」を「30日に至った日の翌日から、受給資格に係る離職の日の翌日（教育訓練給付適用対象期間の延長に関しては、一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなった日）から起算して4年を経過する日までの間（延長された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）」に改める。